

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

○落札者の決定	(入札課)	884
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	(山城北保健所)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(地域福祉推進課)	885
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(〃)	886
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更	(〃)	887
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退	(〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定	(地域福祉推進課)	887
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	(〃)	888
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定	(〃)	〃
○特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量	(水産課)	〃
○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更	(〃)	889
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	(山城広域振興局)	〃
○公共測量の実施	(用地課)	890

公 告

○府営土地改良事業計画の変更	(南丹広域振興局)	〃
----------------	-----------	---

公 安 委 員 会

○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	〃
----------------------	---

告 示

京都府告示第614号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 購入物品の名称及び数量
凍結防止剤(塩化ナトリウム) 1トン入858袋、
25キログラム入2,904袋
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 落札決定日
令和5年11月16日
- (4) 落札者の名称及び所在地
舞鶴倉庫株式会社
舞鶴市大字松陰小字嶋崎23番地
- (5) 落札金額

- 34,020,360円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和5年10月6日
- 2 (1) 購入物品の名称及び数量
凍結防止剤(塩化ナトリウム) 1トン入400袋、
500キログラム入1,400袋、25キログラム入800袋
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 落札決定日
令和5年11月16日
- (4) 落札者の名称及び所在地
舞鶴倉庫株式会社
舞鶴市大字松陰小字嶋崎23番地
- (5) 落札金額
41,474,400円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和5年10月6日



京都府告示第615号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	講じられた汚染の除去等の措置
令和5年京都府告示第293号	宇治市檜島町十六33の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物	土壤汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
松木医院	福知山市和久市町295 フルフラットビル1F	松木 英行	令 5.11. 1
オーティ薬局	宇治市伊勢田町南山55 第二上田ビル1F	株式会社ア インフアー マシーズ	〃
オーティ薬局 小倉店	〃 小倉町神楽田10の 9	〃	〃
薬局ホワイト はうす	〃 大久保町大竹46の 10	森脇 美樹	〃
はれの樹スペ シャルニーズ デンタルクリ ニック	長岡京市うぐいす台151 の4	大橋 瑞己	5.10. 1
コスモス調剤 薬局松井山手 店	京田辺市山手中央3の1	株式会社コ スモス薬品	5.12. 1

京都府告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
新 医療法人宝 寿会藤井お うばく駅前 内科クリニ ック	宇治市五ヶ庄新開11の29 ・18	医療法人宝 寿会	令
旧 医療法人宝 寿会おうば く駅前干城 クリニック			5.10. 8

京都府告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
松木医院	福知山市和久市町294	松木 英行	令 5.10.31
オーティ薬局	宇治市伊勢田町南山55 第2上田ビル1F	株式会社オ ーティ	〃
薬局ホワイト はうす	〃 大久保町大竹46の 10	有限会社ホ ワイトはう す	〃
オーティ薬局 小倉店	〃 小倉町神楽田10の 9	株式会社オ ーティ	〃

京都府告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞 退 年月日
アサワ医院	長岡京市井ノ内下印田13 の4	浅輪 信子	令 5.10. 1

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人空心福祉会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム六人部晴風	福知山市字大内小字林竹3173の1	令 5. 9. 11
株式会社ひいらぎ	居宅療養管理指導	南加茂台薬局	木津川市南加茂台9の14の1	5. 9. 1



京都府告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
医療法人晴風園	訪問看護・介護予防訪問看護	医療法人晴風園訪問看護ステーションゆりかご	城陽市寺田垣内後43の10	令 5. 11. 30
浅輪 信子	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	アサワ医院	長岡京市井ノ内下印田13の4	3. 7. 7



京都府告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
金岡 秀典	フレアス在宅マッサージ京都南区施術所	京都市南区吉祥院清水町5の2 メゾンフェリシア301号室	令 5. 11. 7
近藤 智之	リライフマッサージ治療院	// 伏見区深草西浦町6の74 Def t深草1F	5. 11. 28
山根 正裕	なかにし鍼灸院	久世郡久御山町下津屋川原115	5. 11. 22



京都府告示第623号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
松木医院	福知山市和久市町295フルフラットビル1F	松木 英行	令 5. 11. 1
オーティ薬局	宇治市伊勢田町南山55第二上田ビル1F	株式会社アインファーマシーズ	//
オーティ薬局小倉店	// 小倉町神楽田10の9	//	//
薬局ホワイトはうす	// 大久保町大竹46の10	森脇 美樹	//
はれの樹スペシャルニーズデンタルクリニック	長岡京市うぐいす台151の4	大橋 瑞己	5. 10. 1
コスモス調剤薬局松井山手店	京田辺市山手中央3の1	株式会社コスモス薬品	5. 12. 1

京都府告示第624号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 医療法人宝寿会藤井おうばく駅前内科クリニック	宇治市五ヶ庄新開11の29・18	医療法人宝寿会	令
旧 医療法人宝寿会おうばく駅前干城クリニック			5. 10. 8

京都府告示第625号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関

から廃止の届出があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
松木医院	福知山市和久市町294	松木 英行	令 5. 10. 31
オーティ薬局	宇治市伊勢田町南山55第2上田ビル1F	株式会社オーティ	〃
薬局ホワイトはうす	〃 大久保町大竹46の10	有限会社ホワイトはうす	〃
オーティ薬局小倉店	〃 小倉町神楽田10の9	株式会社オーティ	〃

京都府告示第626号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
アサワ医院	長岡京市井ノ内下印田13の4	浅輪 信子	令 5. 10. 1

京都府告示第627号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人空心福祉会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム六人部晴風	福知山市宇大内小字林竹3173の1	令 5. 9. 11
株式会社ひいらぎ	居宅療養管理指導	南加茂台薬局	木津川市南加茂台9の14の1	5. 9. 1

京都府告示第628号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
医療法人晴風園	訪問看護・介護予防訪問看護	医療法人晴風園訪問看護ステーション ゆりかご	城陽市寺田垣内後43の10	令 5.11.30
浅輪 信子	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	アサワ医院	長岡京市井ノ内下印田13の4	3.7.7

京都府告示第629号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定期年月日
金岡 秀典	フレアス在宅マッサージ京都南区施術所	京都市南区吉祥院清水町5の2 メゾンフェリシア301号室	令 5.11.7
近藤 智之	リライフマッサージ治療院	伏見区深草西浦町6の74 Def t深草1F	5.11.28
山根 正裕	なかにし鍼灸院	久世郡久御山町下津屋川原115	5.11.22

京都府告示第630号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和5年12月11日に定めた。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準

まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	京都府かたくちいわし漁業	77,000 t の内数
うるめいわし対馬暖流系群	京都府うるめいわし漁業	44,000 t の内数



京都府告示第631号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を次のとおり令和5年11月29日に変更した。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能性
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	32.8 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	22.45 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.62 t
	留保	1.23 t



京都府告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づ

くり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京田辺市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第633号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

福知山市字正明寺、字市寺、字室、字荒木、字篠尾、字天田、夕陽が丘、広峯町、旭が丘、駅南町一丁目及び二丁目、駅前町、東羽合町、字裏ノ、字岡ノ、字堀、字土師、土師宮町一丁目、字猪崎、字内記、字呉服、字東長、字西長、字上新、字京並びに字鍛冶

2 測量の期間

令和5年11月30日から令和6年2月29日まで

3 測量の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により府営土地改良事業（奥池（池ノ内）地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該変更について異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和5年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の府営土地改良事業（奥池（池ノ内）地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年12月22日から令和6年1月11日まで

3 縦覧の場所

京都府南丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、南丹市役所において関係書類を閲覧することができる。

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第200号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和5年12月22日

京都府公安委員会

委員長 増 田 壽 幸

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 型)	教習指導員審査(大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(中 型)	教習指導員審査(中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)

普通自動車免許	技能検定員審査(普通)	教習指導員審査(普通)
大型特殊自動車免許	技能検定員審査(大特)	教習指導員審査(大特)
大型自動二輪車免許	技能検定員審査(大自二)	教習指導員審査(大自二)
普通自動二輪車免許	技能検定員審査(普自二)	教習指導員審査(普自二)
けん引免許(法第85条第3項のけん引自動車と同項の重被けん引車をけん引しているもの)	技能検定員審査(けん引)	教習指導員審査(けん引)
大型自動車第二種免許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中型自動車第二種免許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普通自動車第二種免許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審査の内容		審査の期日	審査の場所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和6年2月13日(火)、令和6年2月14日(水)、令和6年2月15日(木)、令和6年2月16日(金)及び令和6年2月19日(月)	京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和6年1月15日(月)から令和6年1月26日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。)とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真(技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚

ウ 運転免許証(受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの)

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面(規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの)

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第5号)別表第1に定める額を現金等により納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)において配布する。

- (2) 審査当日は、運転免許証及び筆記用具を持参すること。
- (3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課教習所係（電話075-631-5181（代表）内線452）に行うこと。